

内閣参質一七八第三六号

平成二十三年十月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員森まさこ君提出政府の報告書等におけるSPEEDIについての記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員森まさこ君提出政府の報告書等におけるSPEEDIについての記述に関する質問に対する答弁書

「平成二十二年度科学技術の振興に関する年次報告」（平成二十三年七月十二日閣議決定。以下「年次報告」という。）においては、御指摘の「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムについては、放出源情報を得ることができずに大気中の放射性物質の濃度等の変化を定量的に予測するという本来の機能を發揮できなかった。」との記述に続いて、「その活用の体制や公表の在り方にも課題を残した。」と記述しており、これは、御指摘の答弁の後に修正した「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書―東京電力福島原子力発電所の事故について―」（平成二十三年六月原子力災害対策本部決定。以下「IAEAに対する報告書」という。）の内容を踏まえたものである。

また、年次報告においては、「政府は六月に、「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書―東京電力福島原子力発電所の事故について―」を取りまとめ、・・・国際原子力機関（IAEA）・・・で報告した。本報告書では、・・・緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムなどの活用結果を当初から公開することなど全二十八項目の教訓を取りまとめている。」と記述しており、これは、修

正後の I A E A に対する報告書の内容を踏まえたものである。

このように、年次報告の記述は、修正後の I A E A に対する報告書の内容を踏まえたものであることから、修正する必要はないと考えている。